

玉村町新規保育所運営事業者募集要項に係る質問への回答について

玉村町新規保育運営事業者募集要項に関する質問について、下記のとおり回答します。

(順不同。質問の内容について、質問の趣旨や意味を損なわない形で文章や表現を整理している場合があります。)

番号	ページ	質問内容	質問回答
1	別紙 2	募集内容の地域についてですが、評価項目に「・用地の形状、立地、利便性は妥当か。 ・周辺環境に問題はないか」とありますが、立地と利便性とは住宅地に近い、大きな通り沿い、既存園との距離などが想定されますが、具体的にどのような用地が立地が良い、利便性が高いと評価されるのでしょうか。また、設置対象地域であれば同一点数になるのでしょうか。もう少し具体的な基準を提示していただけますとありがたいです。	今回、玉村町新規保育所運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）別紙 1 設置対象地域地図で示した範囲内での保育所整備となりますが、当該地域は、住宅地、工業・物流地域、農業地域、小学校・児童館、県立女子大学・社会体育館等などの文教施設が集まる地域、県道沿いの地域など、様々な要素を有する地域です。 そのようなエリアであることから、利便性についても様々な視点から捉えることができるため、町としては特定の基準を設けてはならず、総合的に評価させていただくことになります。
2	別紙 2	用地の形状、立地、利便性の妥当性について、基準はありますか。	立地、利便性の基準については、番号 1 の回答と同様になります。また、用地の形状についても同様に、総合的に評価させていただきます。
3	P1	認可定員 90 名とあるが、それを下回ってもよいでしょうか。	募集要項記載のとおり、認可定員 90 名の施設を募集しています。
4	P1	2. 募集の内容 設置対象地域に関する質問になります。対象地域内にある「大規模指定集落」で土地を発見しましたが、本案件に活用可能でしょうか。玉村町役場都市建設課様、前橋土木事務所様、群馬県庁建築課開発係様へ確認したところ、前橋土木事務所様にて何回か協議が必要と聞いております。本応募の締め切りに協議結果が間に合わない可能性を踏まえたうえ	大規模指定集落に限らず、市街化調整区域における開発や、農地転用など、土地に係る規制や基準、諸手続き、またそれに要する期間や回数等についてはそれぞれの手続きを所管する機関によるものとなります。 ついては、土地活用の可否についても当課での回答はできないことから、事業者においてそれぞれの機関にご確認いただき、その上

		で、「本案件の認可保育所の応募は大規模指定集落でも可能」という質問になります。	で応募の可否をご判断ください。
5	P1～2	現在保育施設を運営しているが、分社化をする予定です。分社化した新しい会社が申し込む場合に、分社化する前の実績、あるいは分社後に引き続き保育施設を運営する元の会社の実績を踏まえて応募することは可能でしょうか。	分社化した新規の会社が申し込む場合には、その会社自身が募集要項「3. 応募資格」にある要件を満たす必要があります。 分社化前の実績や、保育施設を運営している分社元の会社の実績を用いることはできません。
6	P1～2	応募資格についてですが、2つの法人で共同して申し込むことは可能でしょうか。	共同での申し込みはできません。あくまでも保育所を運営する法人が申込みいただくことになります。
7	P1～2	認可の小規模保育事業所1年の運営実績でも要件を満たしますか。	令和7年1月1日現在での運営実績があれば3. 応募資格①アの要件を満たします。ただし、応募に際しては保育所等の運営実績のみならず、その他募集要項に記載してある法人としての要件等もあわせて満たす必要があります。
8	P1～2	県外の事業者でも要件を満たしますか。	お見込のとおりです。ただし、応募に際してはその他の要件もあわせて満たす必要があります。
9	P2	募集の要件として、「運営に必要な経済的基盤を有していることとし、以下の要件を全て満たしていること。」「令和6年12月31日までに2期以上の事業実績があり、直近2期において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。」との記載があるが、開園した際の負債がまだ残っており、負債が資産を上回っている状況だが、応募は可能でしょうか。	募集要項記載のとおりとなり、応募に際してはその要件を満たす必要があります。
10	P3	土地を賃貸借する場合の基準はありますか。	募集要項 P3（2）土地に記載のとおり、賃貸借については①に記載の国通知の要件を満たす必要があります。
11	P3～4	4-（3）建物に関しまして、園庭は敷地内に確保が必須でしょうか？近隣公園で代替可能でしょうか？	群馬県児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第93号）第45条第5号において、屋外遊戯場については「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。」とされていることから、近隣公園での代替も可能ではあります。

			ただし、公園管理者等の施設管理者の許可、一般利用者との共存に係るルール、移動時の安全確保等、遊具の安全点検等に係る取り組みなど、近隣公園を屋外遊戯場とする場合の課題について事前に解消しておく必要があります。 また、最終的に保育所の認可を行うのは群馬県となりますので、当該公園を屋外遊戯場として利用するとした場合に必要な手続きは何か、認可上の問題がないか等の確認をあらかじめ行う必要があります。
1 2	P3～4	4-(3)建物に関しまして、駐車場は敷地内に確保が必須でしょうか？	敷地内での駐車場確保は必須ではありませんが、その場合であっても何らかの形で保護者送迎用や職員用の駐車場を確保し、保育所に起因する路上駐車や渋滞が発生しないようにしてください。また、敷地外に保護者送迎用駐車場を確保する場合にあっては、保育所から駐車場間の安全対策について十分な対策が必要です。 なお、保育所設置の要件ではなく、開発許可やその他の基準、法令等において駐車場の設置が求められる場合には、当該基準、法令に基づいた対応を実施してください。
1 3	P4	5-(3)年齢別定員「3 歳児未満児の定員を可能な限り多く設定すること」と記載がありますが、3 歳児未満の定員数を可能な限り多くした場合、4・5 歳児の定員数が 3 歳児未満の定員数より少なくなり、定員数が階段式になりませんが、問題ありませんでしょうか？	基本的には、入所した児童は卒園まで継続して利用可能になるように定員を設定してください。
1 4	P7～8	建物を賃貸借する場合に、内装費用は補助対象となるでしょうか。	募集要項記載の「就学前・保育施設整備交付金」は、基本的に自己所有物件に対するものであることから、賃貸物件の内装費用は補助対象外となります。
1 5	P7～8	6-(2)-①②に関しまして、開設準備経費及び土地の整備に係る補助の金額は、記載されている補助上限額の 4 分の 3 でしょうか？	記載されている金額が補助上限額となります。なお、①に係る本体工事費・設計管理費等に係る補助上限額は、国が示す基準に基づくものであり、募集要項記載の金額は令和 6 年度のもので、

			今後変動する可能性があります。(②については、記載とおりの補助上限額となる予定です。) 例：②土地の整備に係る補助 40,000 千円×3/4=30,000 千円 よって、補助対象経費が 40,000 千円未満であれば、その 3/4 が、400,000 千円を超えた場合には、その 3/4 の金額にかかわらず、30,000 千円が上限となります。
16	P8	6-(2)-②に関しまして、土地の整備に係る補助の記載がありますが、土地所有者に対して活用可能な補助金がありますでしょうか？	あくまでも土地購入及び造成に係る費用に対する補助となり、土地購入前の土地所有者に対して活用可能なものや、土地を賃貸借する場合の土地所有者に対して活用可能な補助金は想定していません。
17	P8	6-(3)運営費補助の記載がありますが、具体的な要綱や金額の書かれた資料はありますか？	玉村町例規集に、下記の各要綱が掲載されています。 https://www1.g-reiki.net/tamamura/reiki_menu.html 玉村町延長保育事業補助金交付要綱(平成 28 年要綱第 10 号) 玉村町一時預かり事業補助金交付要綱(平成 25 年要綱第 22 号) 玉村町保育充実促進費補助金交付要綱(平成 26 年要綱第 6 号) 玉村町保育士確保支援事業補助金交付要綱(令和 4 年要綱第 33 号) なお、病児・病後児保育事業については、まだ要綱が制定されておらず、今後制定することになります。
18	P9	9-(1)提出書類に関しまして、様式 2「提出書類確認表」に預貯金残高証明書(直近 1 か月以内に発行されたもの)という記載がありますが、応募申請書類の提出日 1 か月以内に発行されたものでよろしいでしょうか？	お見込のとおりとなります。